

確定給付企業年金法施行規則改正案の概要

I 特別掛金額の算定方法の合理化（第46条関係）

○ 補足掛金額のうち過去勤務債務の額を償却するための掛金（特別掛金額）の算定方法については、過去勤務債務が前回の財政計算から減少しない場合を想定して定めている（第46条第2項）ため、各期間の償却額を減少する対応ができない。

○ところが、近年の運用状況の好転などを背景に過去勤務債務が減少する場合も想定されるようになったため、このような場合に、各期間の償却額を減少する対応ができるよう、今回の財政計算における過去勤務債務の額をもとに特別掛金額を算定するものとする。ただし、こうした場合に、任意に償却完了を遅らせることのないように、前回の財政計算における過去勤務債務の償却を完了する日を延期させないこととする。

※参考：確定給付企業年金の掛金

| | | |
|---------|------------------|--|
| 標準掛金額 | 将来期間の給付に要する費用を賄う | |
| 補足掛金額 | 特別掛金額 | 過去勤務債務を償却する |
| | 特例掛金額 | ○次回再計算までに発生する積立不足の予想額を償却する ○非継続基準による積立不足を解消する ○制度終了時の積立不足を解消する |
| その他の掛金額 | 事務費掛金等 | |

Ⅱ 積立不足に伴い拠出すべき掛金額の算定方法の合理化（第58条関係）

○ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号、以下「法」という。）第63条において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合に拠出すべき掛金の額は、次のいずれかの額である。

① 当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額と、当該事業年度末において積立金の額が最低積立基準額を下回る額に積立比率（積立金の額の最低積立基準額に対する比率）に応じて決まる率を乗じた額との合計額

② 当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して10年以内に積立比率が0.9以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として一定の基準により計算した額

○ これらの2つの方法のうち、①については、現行では当該事業年度末から翌事業年度末までの間に給付減額などにより最低積立基準額が減少する場合には、この減少分を反映することができず、ケースによっては最低積立基準額に充てるために本来必要な額以上の掛金となってしまう場合があった。こうした状況が生じないようにするため、規約変更により変更した額を用いて、積立不足に伴い拠出すべき掛金の額を算定することとする。